

ひたちなか市地方卸売市場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

【食料システム法の創設と卸売市場法の改正】

○概要

農業・食品産業において、生産コストの増加や急速な円安の進行など、事業環境が急激に変化している中、食料を持続的に供給するための食料システムを実現するため、令和7年10月1日に食料システム法（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）が創設されました。

（令和8年4月1日施行）

○開設者による対応（コスト指標等の公表）

令和8年4月1日施行により卸売市場における市場取引でのコストを考慮するため、農林水産大臣が指定した品目についてコスト指標作成団体がコスト指標を作成し、開設者が指定品目・コスト指標等を公表することになりました。これに伴い、卸売市場法の一部も改正され、開設者が行う食料システム法に規定するコスト指標等の公表に係る規定を定めることとなったため、市条例を改正するものです。

○事業者による対応（努力義務）

食料全般の取引について、最終的な取引条件は当事者間で決定という前提を維持した上で、次の2つの努力義務が課せられます。取組状況について農林水産大臣が実態調査を実施し、必要に応じて指導・助言または勧告・公表することになります。

- ①持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議。
- ②商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力。

【ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例の改正について】

卸売市場法の一部改正に伴い、市地方卸売市場の設置及び管理条例を改正します。

（1）業務規程の追加

卸売市場法の改正に伴い、業務規程に次の3項目の公表について規定する必要があるため、公設市場にあっては、業務規程に相当する条例の改正が卸売市場法に基づく、認定卸売市場の認定要件になります。

- ①指定飲食料品等
- ②費用の指標
- ③飲食料品等事業者等の努力義務に関する措置の事項

(2) 条例改正(案)について

卸売市場の認定要件となる公表について、第36条の次に次の条項を加える。

(食品等持続的供給法に係る事項の公表)

第36条の2 市長は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。次項及び第3項において「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等(以下この項及び次項において「指定飲食料品等」という。)が第4条に規定する取扱品目に含まれる場合には、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、魚市場において取り扱う予定がない指定飲食料品等については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により指定飲食料品等を公表する場合には、当該指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標を併せて公表するものとする。

3 市長は、食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容を公表するものとする。

農林水産物・食品の生産・製造・流通・小売業に 携わっている皆様へ

食料の生産と消費をつなぐ「食料システム」の持続性を確保するため
新しい法律が創設されました。



食料システム法



概要パンフレット

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による
事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律

はじめに
～ 食料システム法の背景について解説します～

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に。

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定。

食料システム法の第1の柱 ～合理的な費用を考慮した価格形成～

持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進め、コストを下回る価格での取引を抑止

合理的な価格形成の実現

食料システム法の第2の柱 ～食品産業の持続的な発展～

国産原材料の活用や環境負荷の抑制等に取り組む食品産業の事業者への支援

食品の付加価値の向上

消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現

合理的な費用を考慮した価格形成（令和8年4月1日より開始）

今回の改正のポイント

- ① 食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課されます。
- ② 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が判断基準を定め、これに基づき、大臣による指導・助言等の措置が講じられます。
- ③ 農林水産大臣が指定した品目について、大臣が認定した団体がコスト指標を作成します。
- ④ こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、コスト割れを抑止することが本法の目的です。

注目ポイント① 事業者の努力義務

食料全般を対象に以下の2つの努力義務が課されます。

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力

取引当事者間で①②の努力義務を通じ
実質的かつ誠実な協議等を促進

注) 努力義務を踏まえた事業者の行動規範(判断基準)については、今後、審議会等の意見も踏まえつつ、省令で具体化予定。

農林水産大臣が「食品等取引実態調査」を実施。

(令和7年10月1日より開始)

必要に応じて、指導・助言または勧告・公表。

注) 不公正な取引方法に該当する場合は、公正取引委員会に通知。

注目ポイント② コスト指標の作成・活用

農林水産大臣が指定した品目について、団体がコスト指標の作成・公表を行い、コスト指標を活用した制度の運用を行います。

指定品目

指定品目について
コスト指標を作成

コスト指標作成団体

① 関係者によるコスト指標の作成・公表

注) 団体の役職員等に対し秘密保持義務

② 消費者への情報提供

注) 令和7年10月現在、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆を候補として検討しており、今後、審議会等の意見も踏まえつつ、省令で指定予定。

取組が不十分な場合のイメージ

以下のケース等について、取組が不十分であるとして、農林水産大臣の指導・助言等の措置の対象となり得ます。

- ① コストの上昇を説明したにもかかわらず、一方的に価格交渉を拒絶する
- ② 補助金等の支援措置を理由に、一方的に値引きを行う
- ③ 消費者の値頃感を理由に、一方的に納品価格を決める
- ④ 商慣習の改善に関する提案があるにもかかわらず、一方的に協力しない

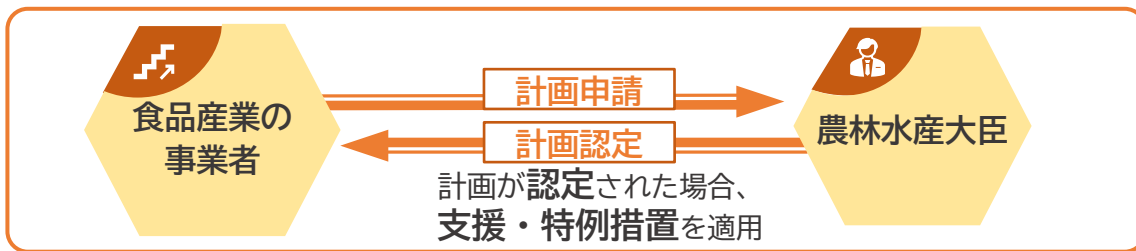
食品産業の持続的な発展(新たな計画認定制度) (令和7年10月1日より開始)

今回の改正のポイント

- ① 食品産業の事業者が、**生産者との安定的な取引関係の確立**などの取組を行う計画を作成し、**農林水産大臣の認定**を受けた場合、**各種支援・特例措置**を受けることが可能です。
- ② こうした支援措置により、事業者の取組を後押しし、**食品産業の持続的な発展**を図ることが本法の目的です。

制度の対象とスキーム

- ① **食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者**の皆様が対象となります。
- ② 以下の**4つのうちいずれかの取組を行う計画**が認定対象です。



01 生産者との安定的な取引関係の確立

- 💡 取組事例
 - ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
 - ・ 農林漁業者への出資

02 流通の合理化

- 💡 取組事例
 - ・ 労働生産性向上のための設備の導入
 - ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

03 環境負荷の低減

- 💡 取組事例
 - ・ 食品の製造過程における食品ロスの削減
 - ・ 食品廃棄物の利活用

04 消費者に選ばれるための情報提供

- 💡 取組事例
 - ・ 製品のサステナビリティ情報の消費者への発信
 - ・ 食品のコスト構造の見える化

✍ 01~04のための **技術の研究開発** や **事業再編** も、認定の対象となります。

- 💡 取組事例
 - ・ 資源循環に対応した食品容器包装の開発 (研究開発)
 - ・ 地元農家から主に原材料を調達する豆腐製造業者の株式取得 (事業再編)

認定による主なメリット

資金調達支援	🏦	中小企業者に対する長期・低利の融資
	🕒	融資を受ける際の債務保証
税制優遇	📱	中小企業の設備投資に対する税制優遇
	🌱	脱炭素化に向けた投資に対する税制優遇
研究開発	🔬	農研機構の所有する研究開発設備の利用

Q & A

Q この制度はいつから開始されるのですか？

A 計画認定制度は令和7年10月より受付を開始しております。価格形成に関する制度は令和8年4月より開始いたします(※食品等取引実態調査は令和7年10月より開始)。

Q 計画認定制度の申請については、どこに相談すればよいのですか？

A 一部の場合を除き、お近くの地方農政局等が相談窓口となります。詳しくは、食料システム法のホームページご確認ください。

- 食料システム法 計画認定制度のホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>



お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 企画グループ 食料システム連携推進室
TEL(直通): 取引適正化関係 03-6744-2278
計画認定制度関係 03-3502-8051
Address: 〒 100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

関連URL

- 食料システム法

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>



- 食品産業の持続的な発展に向けた検討会〈計画認定制度関係〉

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/jizokuu/index.html>



- 適正な価格形成に関する協議会〈取引適正化関係〉

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/kaku_keisei/imdex.html



- 農林水産省 適正取引推進のページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/teikiseitorihiki.html>



令和8年3月25日

経済環境部環境政策課

墓地公園事業の現状と条例改正の考え方

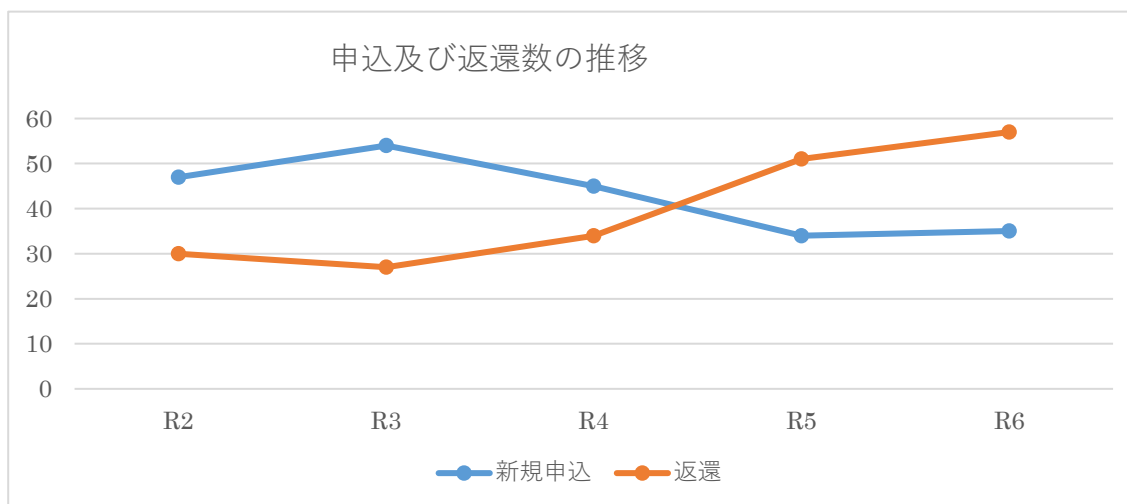
■墓地公園事業の現状

(1) 市営墓地の概要

墓地名	所在地	供用開始	全区画数	使用区画数	空区画数
たかのす霊園	部田野 2720-1	平成6年	2,758	2,230	528
高野墓地	大字高野 1941	昭和52年	1,891	1,810	81
堀口墓地	大字堀口 578-1	昭和33年	515	508	7
磯崎墓地	磯崎町 4761	昭和48年	253	251	2
合計			5,417	4,799	618

(2) 新規申込及び返還状況

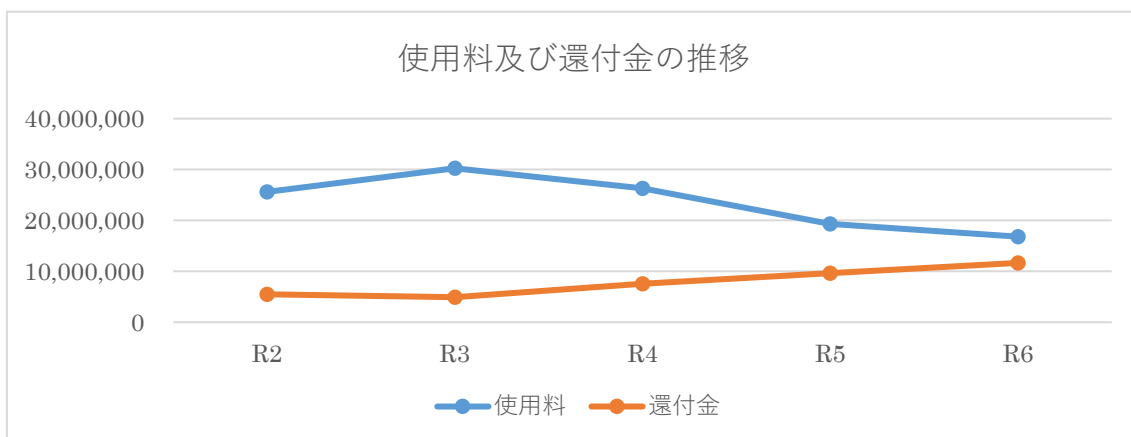
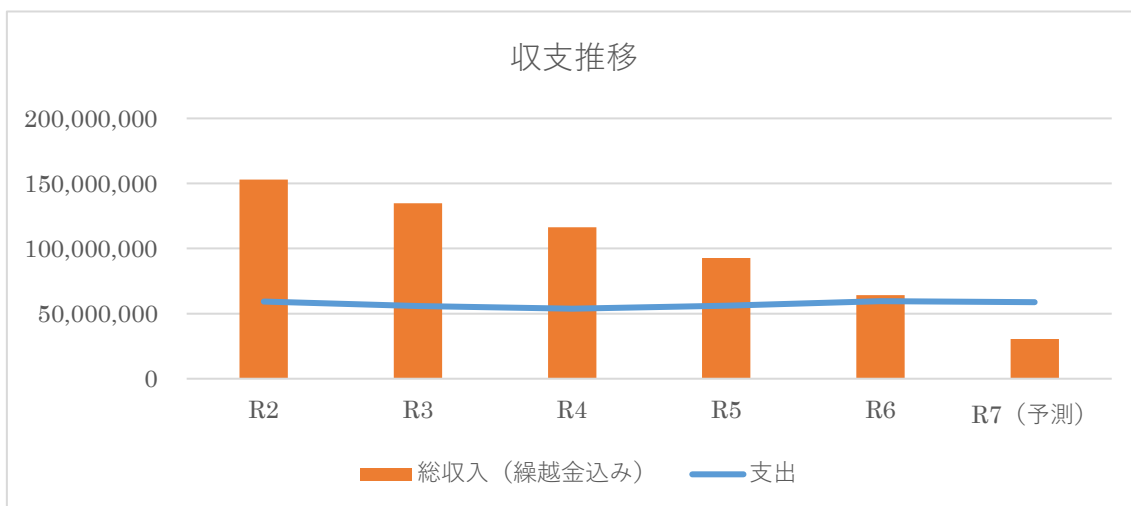
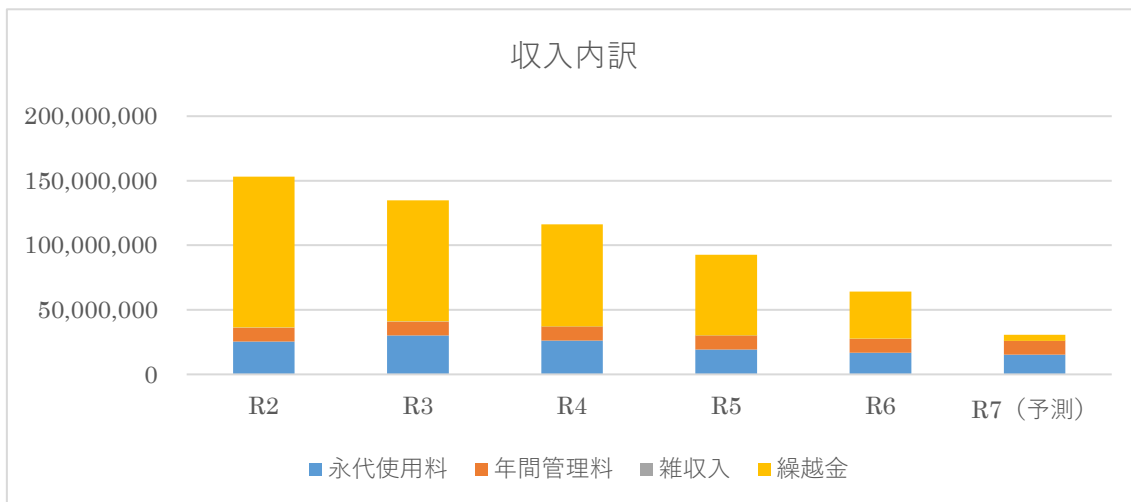
令和8年3月1日現在、全墓地の5,417区画のうち4,799区画が使用区画であり、618区画が空き区画となっています。令和5年度から返還件数が新規申込件数を上回るようになりました。

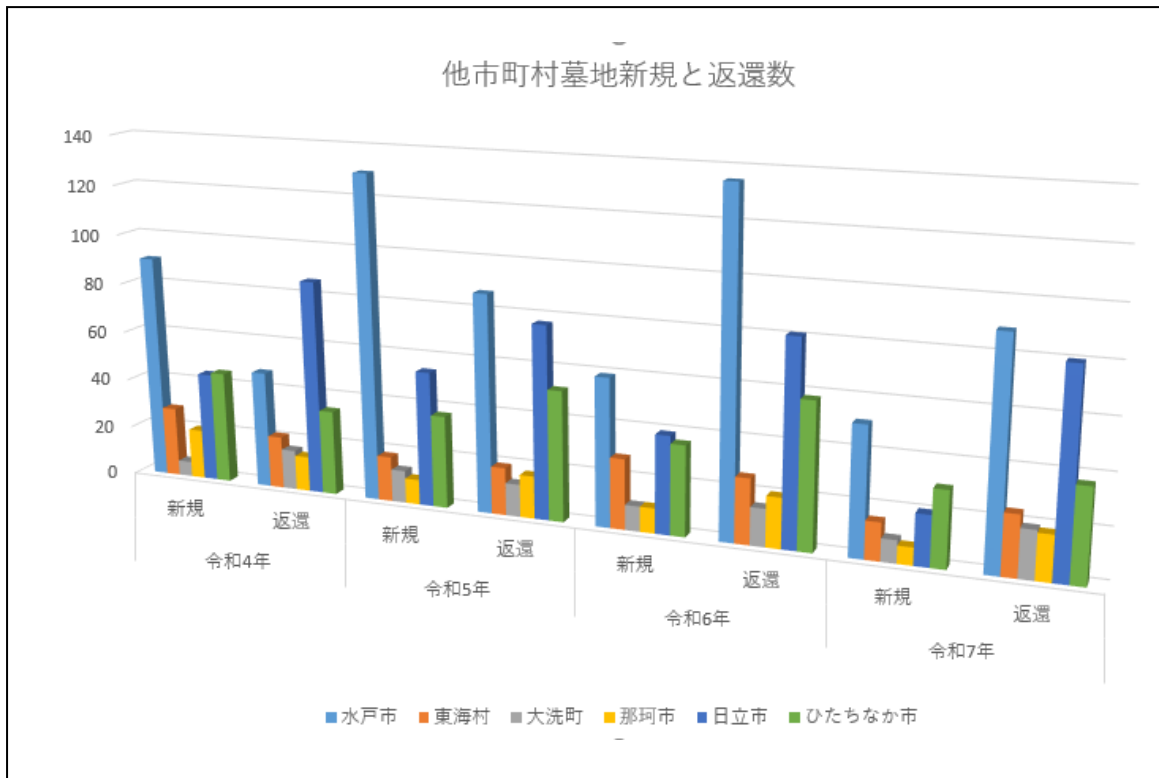


(3) 財政状況

墓地公園事業は、使用者が負担する使用料や管理料などの収入で特別会計として運営しています。新規申込者の減少（＝管理料収入の減少）により、使用料の

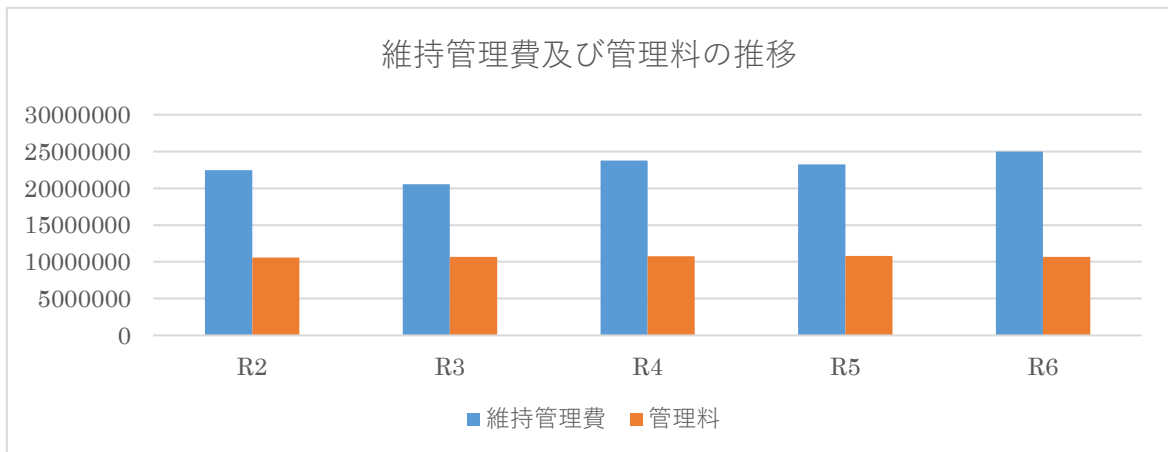
収入が減少する一方、墓地返還者の増加により、還付金の支出も増えていく傾向にあります。他市町村においても同様の傾向が見られます。





(4) 維持管理費の増加

市営墓地における維持管理費の内訳は、除草や清掃、樹木剪定に係る費用、光熱水費、修繕費等です。現行の管理料の収入では、維持管理費の半分を満たしていない状況です。



■ 条例改正の考え方

(1) 新規使用者の確保

墓地の使用者を増やすため、現行は「市内に住所を有する者」に使用許可を出していますが、「市外に住所を有する者」にも使用を認めることとしました。これにより使用者の増を見込んでいます。市内在住の高齢両親に代わって市外在住の子が申請を行えるようにすることを見込んでいます。あわせて「市外に住所を有する者」に対しては 1.2 倍の使用料を設定しています。

(日立市、東海村で事例あり。東海村は村外の割合が 51.9%。うち 32.5%がひたちなか市民)

【市外在住者料金案】

墓地	市内在住	市外在住
	使用料	使用料
たかのす霊園	60 万円	72 万円
高野墓地	55 万円	66 万円
	37 万円	44.4 万円
堀口墓地	28 万円	33.6 万円
	21 万円	25.2 万円
	15 万円	18 万円
磯崎墓地	19 万円	22.8 万円

(2) 維持管理費等の確保

維持管理に要する経費が増加に対応するため、管理料の引上げを行います。現行は区画面積に応じた料金を設定ですが、区画面積に関係ない共用部分に関する経費であることから、墓地の区画数を基にした料金設定としました。改正は消費税関連を除くと合併時の平成6年度から初めてとなります。

墓地名	区画面積	現行	改定後	水戸市	東海村	大洗町	那珂市	日立市
堀口	4.5 m ²	¥1,100	¥2,800	¥3,200	¥4,000	¥4,800	¥2,700	¥5,500
	3.4 m ²	¥880		¥3,200	¥4,000	¥3,200	¥2,700	¥5,010
	2.4~3.6 m ²	¥660		¥3,200	¥3,000	¥3,200	¥2,700	¥5,010
磯崎	5 m ²	¥1,320	¥2,900	¥4,800	¥5,000	¥4,800	¥2,700	¥5,500
高野	6 m ²	¥1,640	¥4,000	¥4,800	¥5,000	¥4,800	¥3,780	¥7,577
	4 m ²	¥1,100		¥3,200	¥4,000	¥3,200	¥2,700	¥5,010
たかのす	4 m ²	¥3,300	¥4,400	¥3,200	¥4,000	¥3,200	¥2,700	¥5,010

(3) 墓地区画返還の抑制

使用許可を受けている者が死亡する前に、その祭祀を主宰する予定の者に墓地の使用権の承継を可能とすることを条例上明確化します。これにより一定程度墓じまいを抑制する効果が見込まれるとともに、管理料の未納や無縁墓地化を防ぎます。

(4) 手数料の見直し

墓地使用許可証を紛失した際の再交付などの手数料を220円としていますが、近隣市町村の状況及び物価の上昇を鑑み、300円に改定します。

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求め
る意見書」採択の請願書

紹介議員 宇田 貴子



「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

[請願の趣旨]

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展にご尽力されていることに敬意を表します。私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織「茨城県労働組合総連合」（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、最低賃金の大幅引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件の改善等をめざして活動しています。

昨年10月12日から、茨城県の最低賃金は69円引き上がり1074円になりました。昨年の国の目安はA・Bランク63円、Cランク64円でしたが、茨城県を初め全国で8割に当たる39道府県が国の目安を超えた引き上げを行い、全国加重平均が1121円になりました。しかし、物価高の中で、県民生活は困難を極め、非正規労働者の多数を占める女性の生活苦が全く改善されていません。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためにも、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅引き上げが欠かせません。

日本の最低賃金制度の問題点は、①欧米に比べて最低賃金額が低すぎる、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出して人手不足が深刻化する、③国の支援が不十分で中小企業支援がほとんど進まず、中小企業が賃上げできない、の3つです。最低賃金の高い都県ほど労働者の時給が高く、茨城県の非正規労働者は最低賃金ギリギリの低賃金になっている結果、県境の地域から千葉や埼玉、東京に労働者が流出しています。労働者の流出は、県内の中小企業や医療・福祉職場等の人手不足を深刻にしています。

茨城労連は2020年2月から5月に県内で最低生計費試算調査を実施しました。調査結果からは水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は男性252,987円、女性251,124円（ともに税、社会保険料込み）で、年額に換算すると約300万円になりました。月150時間で計算すると時給が男性1687円、女性1674円になります。最低生計費試算調査は、その後多くの県で取り生まれ、最低生計費は物価高の中で1700円、1800円を超えています。調査結果からは最低賃金を全国一律1700円以上、2000円をめざす必要があるということが明らかになっています。私たちは、最低賃金は労働者の生計費を基準に引き上げるべきだと考えています。

以上のような理由で、貴議会において最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。なお、2021年は土浦市議会、2022年は結城市議会、かすみがうら市議会、2023年は筑西市議会、城里町議会、2024年はつくば市議会、龍ヶ崎市議会、桜川市議会、北茨城市議会、2025年度は常総市議会、取手市議会（一部採択）で茨城労連の最低賃金の引き上げを求める請願が採択されています。

[請願項目]

- 1 政府は、最低賃金の全国一律制度を確立し地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。
- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を物価高対策として令和8年10月に1500円以上に引き上げ、最低生計費試算調査結果を踏まえ1700円をめざすこと。

以上。

令和8年2月16日

請願者

住所 東茨城郡茨城町谷田部 295
団体名 茨城県労働組合総連合
代表者名 議長 鈴木 貴之



ひたちなか市議会議員 薄井 宏安 様

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

現在、非正規雇用労働者は 2000 万人を超え、全労働者の 4 割を超えています。非正規労働者は労使交渉ではなく、最低賃金の引き上げによってしか賃金は上がりません。非正規労働者の 7 割近くを女性労働者が占め、男女間の賃金格差の大きな原因になっています。非正規労働者の多くはフルタイムで働いても年収 200 万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、地域経済の衰退を招く事態になっています。

昨年 10 月 12 日から、茨城県の最低賃金は 69 円引き上がり 1,074 円になりましたが、茨城県を初め全国で 8 割に当たる 39 道府県が国の目安を超えた引き上げを行い、全国加重平均が 1,121 円になりました。しかし、物価高の中で、県民生活は困難を極め、非正規労働者の多数を占める女性の生活苦や自殺が全く改善されていません。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅引き上げが欠かせません。

日本の最低賃金制度の問題点は、①欧米に比べて最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③国の支援が不十分で中小企業支援が進まず中小企業が賃上げできない、の 3 つです。最低賃金の高い都県ほど労働者の時給が高く、茨城県は最低賃金ギリギリの低賃金になっている結果、県境の地域から千葉や埼玉、東京に労働者が流出しています。労働者の流出は、県内の中小企業や医療・福祉職場等の人手不足を深刻にしています。

そこで、国においては、最低賃金法の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担えるように最低賃金を 1500 円以上に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の事業主負担の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを国の責任で確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

記

[請願項目]

- 1 政府は、最低賃金の全国一律制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。
- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を物価高対策として令和 8 年 10 月に 1,500 円以上に引き上げ、最低生計費試算調査結果を踏まえ 1,700 円をめざすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 8 年 月 日

ひたちなか市議会議員 薄井 宏安

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣 宛
中央最低賃金審議会会長 宛
茨城地方最低賃金審議会会長 宛

令和8年3月27日

ひたちなか市議会
議長 薄井宏安 殿

経済建設委員会
委員長 井坂 章

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 経済環境行政について
- (2) 建設行政について
- (3) 都市整備行政について
- (4) 水道行政について